

3. 産業界から見た 2012年度診療報酬改定の 評価と影響

鍵谷 昭典 一般社団法人日本画像医療システム工業会 (JIRA) 経済部会診療報酬対策対応委員会委員長

はじめに

JIRAでは、前回の改定以降、主に「安全保証」「精度保証」「運用保証」の3保証に絞った提案を行ってきた(図1)。

「安全保証」においては、以前より取り組んできた「安全確保に不可欠な保守維持管理費用の明確化・明文化」と「医療機器安全管理料への放射線機器の追加」の2点を中心として活動を行った。特に早急に保守管理実施率を100%にする必要のある造影剤注入装置・CT・MRIなどについて、JIRA調査データをエビデンスとして実際の追加品目の具体例を提示した。安全管理は医療法上の義務であり、患者の視点から必ず実施する必要のあるものと考えている。

「精度保証」においては、「検像」をはじめとして高度画像処理を含め、電子画像管理加算を一步進めた「画像精度管理料」(インテリジェント診断支援などを含む)としての評価の必要性を訴求してきた。特に電子画像管理加算については単なるサーバ代という「モノ」としての評価を改め、診療放射線技師職の「技術」としての評価、すなわち機器の性能を最大限に発揮し診断や治療へと貢献する「技術料」へ移行という提案を行った。

「運用保証」においては、断層撮影における単なる機器の性能別評価(CTであれば列数、MRIであれば磁場強度)ではなく、「基礎点数+部位別疾病別加算点数」の重要性を訴えた。高性能な機器を評価してもらうこと自体は、JIRA

として歓迎すべきことであるが、問題は汎用性能な機器の評価が下がるという点である。以前は頭部・軀幹・四肢という部位別評価があったが、現状では高性能な機器が評価されると汎用性能な機器の評価が下がるということが繰り返されている。心臓領域や救急領域での加算は評価できるが、単に技術的に新しいものではなくなった理由のみで汎用性能な機器の評価を下げるのは、地域医療の崩壊にもつながると危惧している。やはり、難易度も含めた機器と撮影技術に対する評価のあり方を再検討すべき時に来ていると考える。

以下に、今回改定における上記提案の状況について報告する。

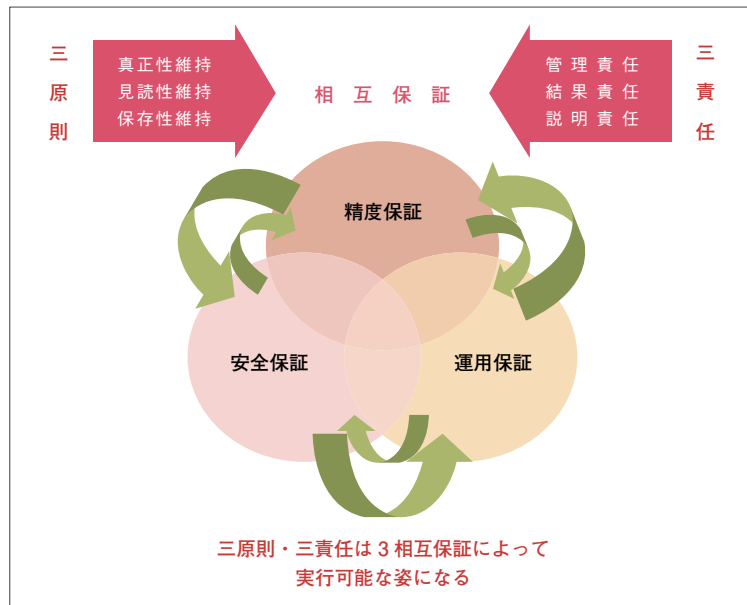


図1 画像医療システムの3保証

画像診断分野について

「安全保証」の観点から、JIRAとして今回の改定で評価すべきは、4列以上のCT、1.5テスラ以上のMRIにおける保守管理が診療報酬上の評価として位置づけられたことである。「医療機器の保守管理について、薬事法や医療法上の取扱いを踏まえ、高い機能を有するCT及びMRIの画像診断装置における診療報酬を請求するための施設基準について見直しを行う」として、「高い機能を有するCT撮影装置(4列以上のマルチスライス型の機器)及びMRI撮影装置(1.5テスラ以上の機器)の施設基準の届出にあたり、安全管理責任者の氏名や、